

# 巨理町津波避難計画の修正内容について

## 1. 津波避難計画について

### (1) 津波避難計画とは

津波避難計画とは、東日本大震災を受けて、津波対策を総合的かつ効果的に推進すること等を目的として制定された津波対策推進法第9条第2項に基づき定める計画であり、津波避難の対象地域、安全な津波避難先及び避難路の確保、避難指示（緊急）等の発令や伝達等をあらかじめ定め、住民、事業所等にその周知を図るものである。

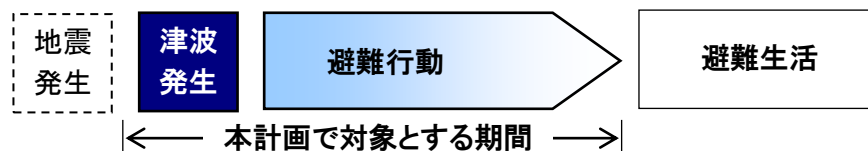
### (2) 計画の目的

津波から生命を守るためには、津波から逃げるのが最も重要になることを念頭に、本計画においては、最大クラスの津波に対し、人的被害を可能な限り軽減することを目指し、町民等が円滑な津波避難を行うための行動要領を定めることを目的としている。

### (3) 地域防災計画との関係性・計画の位置づけ

本計画は、「巨理町地域防災計画」の津波避難対策を具体化するものである。

本計画で対象とする期間は、町民等の生命や身体の安全を確保するため、下図に示すように津波発生からの避難行動までとする。



### (4) 本計画で記載する主な項目

- 津波避難先の考え方
- 津波避難対象地域
- 津波に関する避難指示（緊急）等の発令基準
- 津波災害対応に関する町職員の配備体制
- 津波に関する情報の伝達
- 津波避難の方針
- 各地区の津波避難方法・町民等の津波避難時の避難行動
- 消防団員の避難誘導等の活動に関する行動
- 要配慮者の避難誘導支援に関する行動
- 施設等における津波避難に関する行動  
（港等、社会福祉施設・医療機関、学校等、集客施設）

## 2. 現計画からの主な修正事項

### (1) 津波に対する避難指示の発令基準等の改正

改定された国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を反映した津波災害の場合の避難勧告等の発令基準について、必要箇所を修正。

主な修正事項
どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的に避難指示（緊急）のみを発令することを明記。
避難指示（緊急）の発令対象地域については、大津波警報、津波警報、津波注意報で発表される予想津波高に応じて指定することを明記。

### (2) 緊急時一時避難場所・避難路整備に伴う現況の修正

現計画においては、津波浸水想定区域内の住民等の方々全員が、すみやかに避難できる方法を検討し、併せて整備が予定されていた緊急時一時避難場所及び避難路を考慮し、地域ごとに避難方法の考え方の元となるものを示している。

これらの施設整備の完了に合わせて、地域ごとの基本的な避難方法を改めて整理するとともに、現在の工事進捗に即した記載の修正を行う。

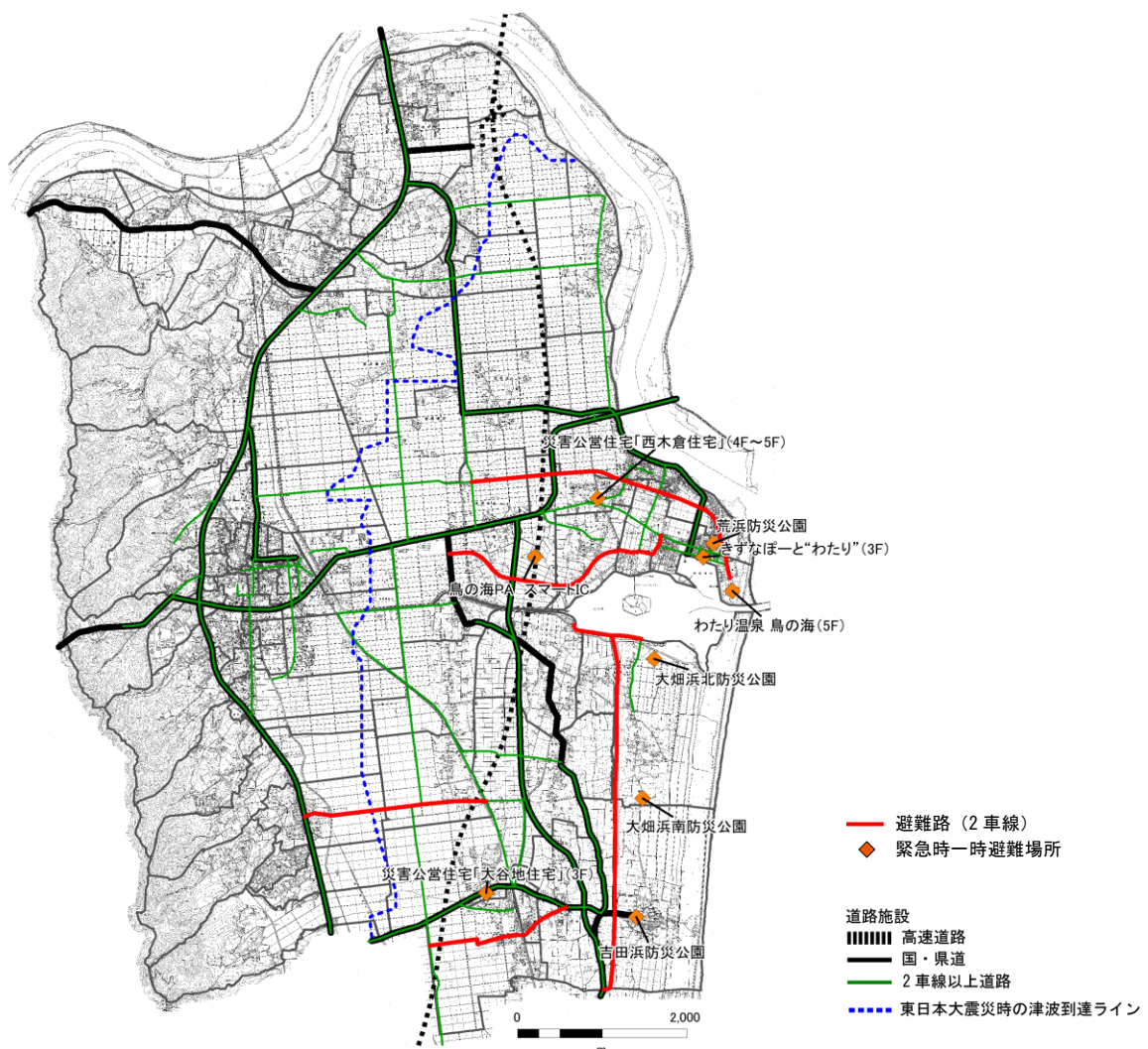


図1 緊急時一時避難場所・避難路

### 3. 津波避難対象地域

津波避難対象区域は、東日本大震災時の津波浸水区域を設定する。

津波避難対象地域は、東日本大震災時の津波到達ラインよりも東側に地域の主要集落部が含まれる地域（20地域）とする。

高屋、柴町、一本松、新丁、開墾場、長瀬浜、大畑浜、野地、浜吉田東、  
 浜吉田西、浜吉田北、本郷、あぶくま西側、あぶくま東側、箱根田西、  
 箱根田東、港町、鳥屋崎、鷺屋、蕨

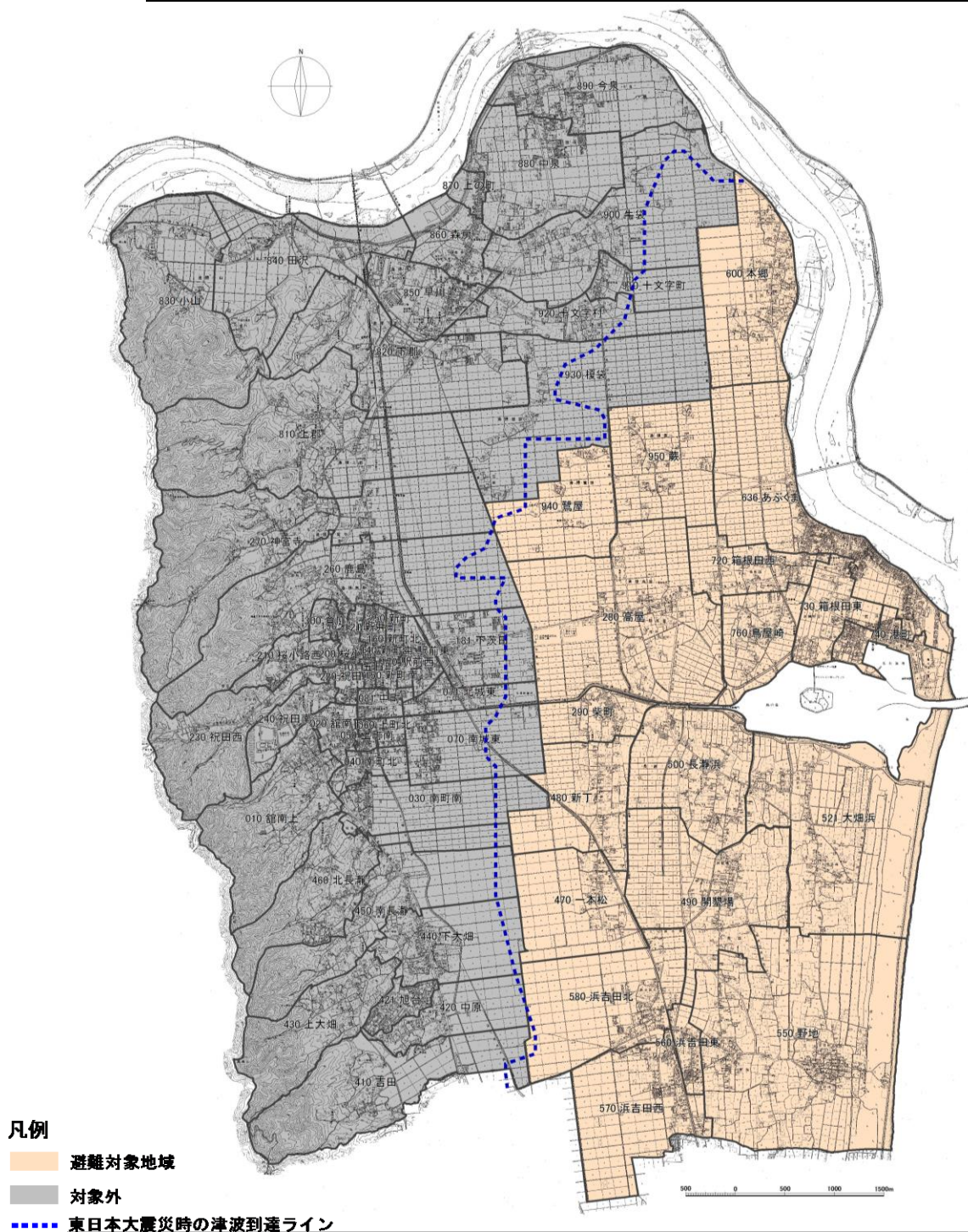


図2 津波避難対象地域

## 4. 地区ごとの津波避難の方針

津波浸水想定区域内の住民等の方々全員が、すみやかに避難できる方法について、地域ごとに、下記の手順により検討していくこととする。

【手順①】	徒歩による水平避難の可否を検証する。
【手順②】	徒歩による水平避難が不可能な地域は、津波浸水区域内にある小中学校へ、徒歩による垂直避難が可能かどうか検証する。 (2階建て以上・1,000人以上を収容可能な小中学校)
【手順③】	徒歩による水平・垂直避難が困難な地域に関しては、自動車を活用できるかどうかにより、自動車による水平避難を検証する。
【手順④】	一方で、避難時に自動車を利用できない方は、津波浸水区域内にある小中学校以外の施設への徒歩による垂直避難を検証する。

なお、避難時の交通渋滞を少しでも減らすため、内陸部に近い地区および近隣の小・中学校に垂直避難ができる施設等がある地区については、基本的に、徒歩による避難を優先的に考えることとするもの。

また、算出にあたっては、避難可能時間を45分間(津波到達時間60分－避難開始までに要する時間15分)と設定し、その時間内での可否を判断するものであり、避難移動速度については、徒歩：2km/h、自動車：10km/hとして算定するが、現在整備中の避難路に関連する地域については、自動車による避難移動速度は3.9km/hとする。

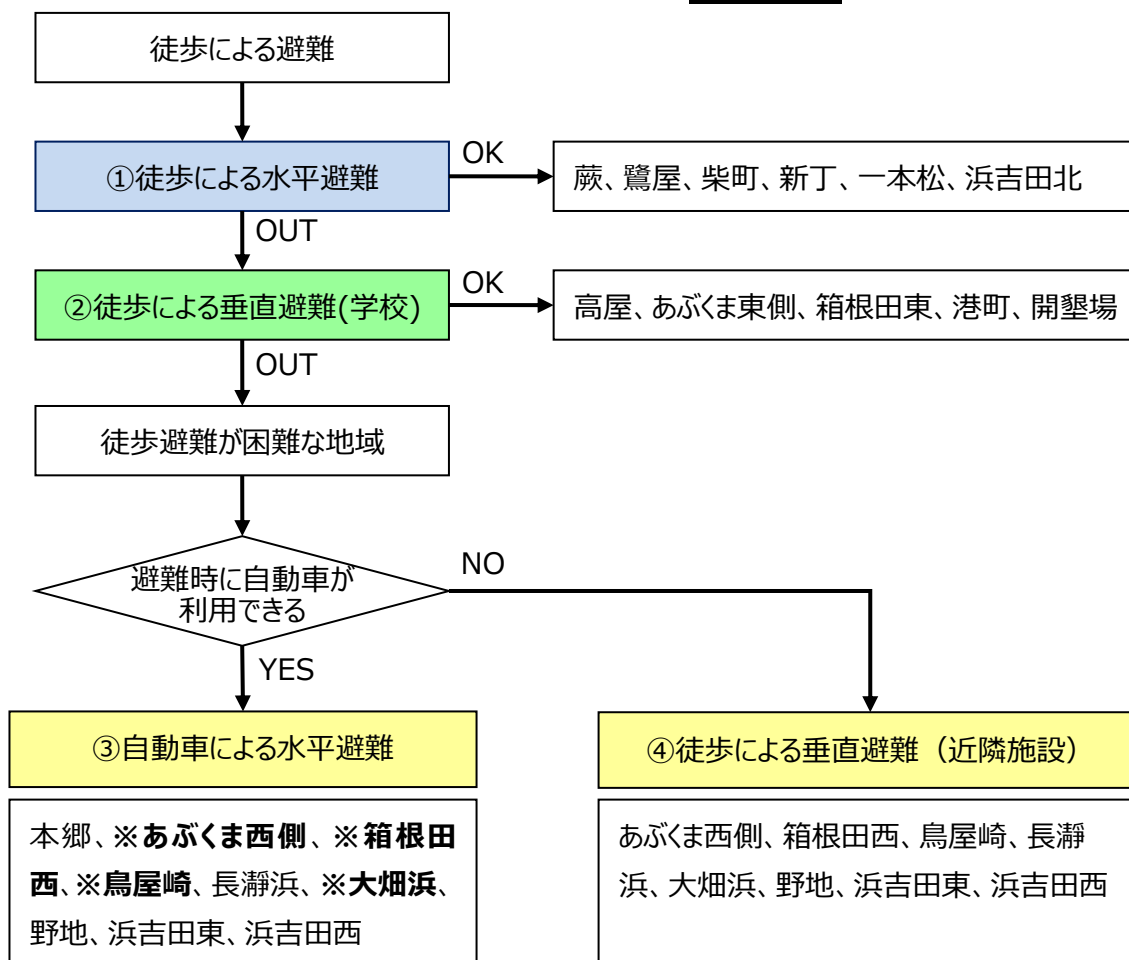


図3 津波避難フロー

【移動速度の算定基礎の根拠】

- ・ 徒歩：2km/h…東日本大震災時の避難速度より最も遅い速度を採用
- ・ 車：3.9km/h…H24.12.7 津波警報時の避難速度を採用
- ・ 車：10km/h…東日本大震災時の避難速度の実績を採用